

総合資源エネルギー調査会 電力ガス事業分科会
次世代電力ガス事業基盤構築小委員会
電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（第10回）
議事要旨

日時：令和8年3月17日（火）11：00～13：00

場所：オンライン会議

出席者

＜委員＞

山内委員長、秋元委員、五十川委員、川上委員、小宮山委員、高橋委員、田村委員、爲近委員、常峰委員、原委員、松村委員、四元委員

＜専門委員＞

皆藤委員、外野委員

＜オブザーバー＞

電気事業連合会 安藤副会長、電力広域的運営推進機関 大山理事長、全国電力関連産業労働組合総連合 片山会長代理、ENEOS Power 株式会社 香月代表取締役社長、一般社団法人日本卸電力取引所 金本理事長、電力ガス取引監視等委員会 新川事務局長、一般社団法人電力需給調整力取引所 福元代表理事、一般社団法人送配電網協議会 山本専務理事

＜経済産業省（事務局）＞

添田電力基盤整備課長、小柳電力産業・市場室長

議題

- （1） 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について
- （2） 広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドラインについて
- （3） 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ（案）について

配付資料

- 資料1 議事次第
資料2 委員等名簿
資料3 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について
資料4 電力ネットワークの次世代化について
資料5 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ（案）

参考資料1 広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン（案）

参考資料 2 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計 WG とりまとめ（案）に対する意見募集の結果について

議事要旨

(1) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について

●委員コメント：

- ・ 直近の販売実績値を参考に一年度前の5割ないし7割の供給量を確保する方針について異論なし。
- ・ 実質的に二年前のデータで供給量を確保することになる点に留意が必要。電力需要には変動があり、需要が減少している小売事業者には一年度前の5割ないし7割の確保が過大な負担となり得る。
- ・ 供給力確保の履行確認は前年度実績値または当該年度末の速報値のいずれかを満たせばよいのではないかと考える。
- ・ 速報値を用いれば恣意性排除の観点を満たし、履行確認時期による行政コストも増えないと考える。
- ・ 三年度前の確保義務は実質四年前のデータを用いるため負担増となり得る点について、残り二年での供給量調整の可能性も含めデータ確認が必要であると考え。
- ・ 三年度前データの扱いは引き続き検討事項として考慮いただきたい。

●委員コメント：

- ・ 今回提示された方針に異論はなく賛同する。
- ・ 販売実績に基づく確保は、過剰調達や過少調達の懸念への対応は取り扱いが難しい点であると認識。
- ・ 行政コストとのバランスに配慮しつつ、実需給年度の需給実績が重要なデータとなり得ると考える。
- ・ 可能な限り実需給年度に近い需要実績を参照しながら量的確保を判断する枠組みの導入可否について検討を求める。
- ・ 量的な供給力確保は安全保障の確保に貢献する重要な制度であり、今後のさらなる具体化を求める。

●委員コメント：

- ・ これまでのワーキングでコンセンサスが得られた部分を中心にまとめた資料だと認識している。
- ・ 8ページの履行を促す手段については前回A案/B案とも複数の意見があったと記憶している。
- ・ 運用開始当初はB案を履行担保措置とする方針で理解しているが、行政裁量が大きいため今後の詳細詰めが重要であると考え。
- ・ 適切な執行強度をどのように確保し、事業者の予見可能性を保つかが重要な論点であると認識。
- ・ 運用開始当初はB案としても、長期的にはA案の考え方も組み入れるべきとの意見もあり、それは検討してよいと考える。

●委員コメント：

- ・ 小売の量的確保義務について、大きな方向性や進め方に違和感はない。
- ・ 詳細設計は来年度以降の議論となるが、制度の目的や趣旨を踏まえて議論する必要があると考える。
- ・ 外部環境の変化は大きなテーマであり、国際情勢の変動も踏まえて柔軟な選択肢検討が必要であると認識している。制度設計はどこかのタイミングで行う必要があり、今回の考え方に違和感はない。

●委員コメント：

- ・ 目的を明確に整理していただいたことは大きな前進。これにより議論がぶれずに進むと考える。

- ・ しかし、これまでの議論を追ってきた者からすると、目的が頻繁に変わったという印象を与えかねず、根拠が薄弱なものに対して規制を入れようとしている点を認識すべき。
- ・ 事務局がB案を提示し柔軟に対応する姿勢を示した点は健全であると受け止めている。ただし強い規制を入れるに足る根拠かどうかについては今後も常に検討する必要があると考える。スポット市場価格の変動を悪いことと捉える発想が今後も続くことを懸念。
- ・ 燃料費高騰や発電所停止などで需給が逼迫する局面では節電の社会的価値が最も高く（節電により国富の流出を抑える効果が最も高くなる）、価格高騰により強力な節電インセンティブが働くことは間違いではないと考える。
- ・ 脱炭素・脱化石が進む中で価格ボラティリティは必然的に上がるため、価格変動そのものを悪とみなす考え方は不適切と考える。
- ・ 料金変動の受容性は、市場価格連動メニューを理解した上で選択する需要家に対してはむしろ感謝すべきであり、価格変動リスクを一律に悪いと決めつけるべきではないと考える。
- ・ 問題は選択肢がない状況で高いリスクを負わされる点であり、一定の価格変動を抑えたメニューが合理的なコストで提供され続けること自体は重要だが、価格変動を無理矢理抑えることではない。
- ・ 過去の価格変動による混乱は、固定料金を提供しながらスポット市場に依存していた事業者の問題があったのであり、全ての事業モデルに問題があったと捉えるのは誤りだと考える。
- ・ つまり、金融市場に例えると、短期変動調達と長期固定貸出の不整合を例に、短期金利の変動による影響反省からの規制は一定理解があるが、貸出も金利も短期の場合に無理矢理長期調達を強いるのは非合理的。
- ・ A案の適用には制度設計インフラ構築が必要であり、外部不経済の具体的特定や負担水準の算定には時間がかかるため、まずB案から始めることは合理的。
- ・ 外部不経済に見合う負担を求めること自体は正しいため、今回の規制で取り込むことが難しくても、外部不経済の補正は必要であると考え。
- ・ 「義務を果たすために金を払うのは無責任」という意見は、容量市場も拠出金による義務履行であるという点からして本質的に誤った議論だと考える。
- ・ 課金により消費者負担が増えるという指摘は、託送料金で負担していたコストの一部を肩代わりする面もあるため、議論として不正確。A案とB案を比較するとミクロ経済学的には典型的に効率性の違いが分かれる例であり、完全競争で実現されるべき規律に反対する議論が出るのは奇妙。今後、非論理的な議論が制度形成を左右することを強く懸念。
- ・ 今回の議論を契機に、制度設計が論理的かつ将来の検証に耐えうるものとなるよう常に意識すべき。
- ・ 供給力確保義務の整理にあたり、容量市場での拠出金負担を義務として整理した過去の議論を残したまま新たな義務が追加され続けることは、パッチワーク的な制度となり信頼性を損なうと懸念。
- ・ 議論全体として、シンプルで効率的な制度設計の観点から反省点が多いと考えている。

●委員コメント：

- ・ 長い議論を踏まえ、今回の事務局案に基本的には同意。ただし、この案に必ずしも賛成できていない点を改めて申し上げておきたい。
- ・ 目的は理解できるが、この案でよいのかは疑問があり、パッチワーク的な印象を持っている。

- ・ 8ページのA案/B案は、ミクロ経済学的な基礎からするとA案の方がベターであると考ええる。
- ・ A案は価格水準による調整、B案は規定の強度による調整だが、経済合理性を考えるとA案が優れている。
- ・ ただし、事務局整理の通り、B案は調整がしやすく、A案はシステム改修が必要となるため、B案スタートは妥当と考える。
- ・ 効率的な対応を考えるとA案がベターであるため、将来的にA案を検討する余地もあると考える。
- ・ 制度が複雑でパッチを当てているような印象があり、三年前5割の措置は導入後の状況を見てからでもよいのではないか。
- ・ 容量市場のNetCONE引上げ議論が進んでおり、スポット市場に寄っていた部分に戻る可能性もあるため、新制度が効きすぎる懸念。他制度改革との整合性を踏まえ、電力システム全体としてどう機能するか見ながら進めていく必要がある。丁寧な議論を経た今回の方向性については賛同する。

●委員コメント：

- ・ 需要（販売実績）を基礎とする算定方法について違和感はない。
- ・ 競争環境の中で事業者の販売量は大きく変動し得るため、特に過剰調達に関して適切なタイミングでヒアリング等を実施し、実態を踏まえ公平性を確保した継続検討をお願いしたい。

●委員コメント：

- ・ 資料7に記載の通り、必要があれば追加的な検討や要因分析が必要であると考ええる。エネルギー情勢は不安定であり、状況を踏まえて必要な措置を都度ご検討いただきたい。
- ・ 今回の取りまとめ内容について異議はない。

●オブザーバーコメント：

- ・ 本件はウクライナ危機等に伴う需給逼迫時の混乱防止の観点から検討されてきたものと認識。
- ・ 本制度は中長期取引市場整備と一体不可分のパッケージとして理解しており、両者をセットで制度設計することが電力システム強靱化につながると考える。
- ・ 小売事業者の量的確保義務付けにより、中長期取引が促進され、電源投資や燃料調達の安定にも寄与すると考える。
- ・ 燃料調達や電源投資の予見性確保のため、一年度前のみでは不十分であり、三年度前からの段階的確保が必須である。
- ・ 直近販売実績のみを用いる場合、需要減少による過剰調達への手当が不可欠。需要動向の差による競争歪みを避けるため、義務年度の事業実績をもとに事後的に達成を評価する仕組みの導入を検討してほしい。

●オブザーバーコメント：

- ・ 小売事業者の多様なビジネスモデルへの配慮や共同調達、販売実績に基づく需要想定、再エネ取組の反映など丁寧に検討いただいた点を評価する。
- ・ 量的確保義務の前提として、すべての小売事業者が内外無差別卸を含む相対卸や中長期市場を通じ

て調達可能な環境整備が必要と考える。

- ・ 燃料高騰局面では需要減少時の過剰調達が現実的課題になるため、9ページ記載の手当議論を進めてほしい。
- ・ 電事法ではすべての小売事業者に供給能力確保義務が課されている。小売事業者への軽減措置は、運用開始当初の柔軟運用や共同調達の仕組みを踏まえ、なるべく早期に解消可能と考えるため、議論をお願いしたい。
- ・

●オブザーバーコメント：

- ・ 2022～23年に発生した小売事業者の撤退や契約解約の連鎖は社会的混乱を引き起こした。
- ・ 最終保障供給の方が安価になるなど制度構造の歪みが露呈したため、量的供給力確保義務付けは市場安定化、社会的混乱予防、発電事業者の予見性向上に資すると理解している。
- ・ 供給力の負荷対象に再エネ電源を含める点は供給計画との整合上理解する。
- ・ 太陽光や風力は出力変動が大きく、日本の安定供給は火力や揚水等の調整力なしには成立しないため、火力は脱炭素化・高効率化を進めつつ活用すべきと考える。
- ・ 履行促進措置の議論では目的を見失わず、透明性・公平性に留意し、実効性ある制度に向けて丁寧に検討いただきたい。

●オブザーバーコメント：

- ・ 先物市場や中長期市場の扱いは今後の検討項目であるが、JEPXは従来から中長期市場を提供してきた。しかし、中長期の現物市場は流動性がほぼなく、取引が成立しない状況が続いている。
- ・ 海外では期先現物市場はほぼ淘汰され、先物市場のみが残る傾向にある。
- ・ 市場設計を誤ると機能しない市場を作ることになるため、今後の中長期市場設計は慎重に進めてほしい。

○事務局コメント：

- ・ 需要算定について、過少調達・過剰調達の懸念や実態確認に関するご指摘を複数いただいた。
- ・ 第三者から客観的に確認可能な指標を用いながら、過剰過少の懸念に応えられる数値設定とすることが重要であると認識している。
- ・ 具体的なお提案も踏まえ、過剰なコストをかけずに実施可能な算定方法について、引き続き検討を行っていききたい。
- ・ 規制の強度や目的に関しても、ご意見を複数いただいた。
- ・ 強い規制とならないよう配慮する点は取りまとめ段階から意識しており、スモールスタートを求める声も踏まえて整理してきたところである。
- ・ 今後は、中長期市場や相对卸の活用状況などの実態も踏まえながら、制度目的と規制強度のバランスを適切に保つことが重要と考えている。
- ・ 制度の執行にあたっては、事業者の実態、市場の状況、関係制度の動向を確認しつつ、必要に応じて見直しを行う必要があると認識している。
- ・ 本日いただいた各種ご意見については、すべて承り、今後の詳細設計および制度検討に生かしてい

きたい。

(2) 広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドラインについて
コメントなし

(3) 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG とりまとめ(案)について
コメントなし